

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	南宇治コミュニティセンター 空調機取替業務委託		
業務場所	南宇治コミュニティセンター		
委託期間	令和5年11月22日 ～ 令和5年12月22日 31日間		
業務概要及び条件	南宇治コミュニティセンター2階ホールの空調機取替業務		
予定価格	¥1,100,000 (税込)	最低基準価格	¥770,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録 (市内本店)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和5年10月26日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 なし			
入札予定	予定日 令和5年11月15日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和5年10月20日（金）午前9時から
令和5年11月 2日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・「南宇治コミュニティセンター 空調機取替業務委託」について、業務を行う施設の現地見学を希望する場合は、希望する日時を宇治市市民協働推進課（0774-20-8721）に申し出てください。ただし、見学可能な日時は、令和5年10月24日（火）から令和5年10月31日（火）の午前9時から午後5時となります。また、業務の関係上、希望する日時に見学できない場合があります。
- ・現地見学において疑問点があった場合は、上記の質疑受付期間内に宇治市契約課に質疑書を提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

南宇治コミュニティセンター空調機取替業務委託 仕様書

- (1) 委託業務名 南宇治コミュニティセンター 空調機取替業務委託
- (2) 委託場所 南宇治コミュニティセンター 2階ホール
- (3) 数量
- | | |
|------|----|
| 室外機 | 1台 |
| 室内機 | 2台 |
| リモコン | 1個 |
- (4) 納入商品
- | | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン（同時ツイン同容量同タイプ） | |
| 能力 | 冷房 20.0kW程度 / 暖房 20.0kW程度 |
| 電源 | 三相 200V |
| 室内機 | 4方向天井カセット形 |
| リモコン | 液晶ワイヤードリモコン |
| 冷媒 | 新冷媒 R32 |
| その他 | 設置に必要な部品および付属品一式 |
- (5) 委託期間 契約締結日から令和5年12月22日まで
ただし、納入準備が整い次第、可能な限り早期に業務を行うこと
- (6) 支払い 支払は納入完了後に請求に応じて一括で行うものとする
- (7) 撤去・取替
- ① 既設空調機器本体・不要な冷媒管及び関連部品を撤去し、空調機器本体取替・不要な冷媒管取替及び関連機器を取替える。また、空調機器取替に伴う壁と天井材、屋外配管保護材の加工及び取替も含む。
 - ② 既設空調機器の処分については、フロン回収・破壊法に準拠し適切に行うこと。なお、処分が完了した場合、最終処分が確認できる報告書を提出すること。
 - ③ 搬入や設置、撤去、取り替えた機器の処分等に関する費用（配管接続を含む）は受注者負担とする。
- (8) その他 現場確認及び機器設置の際は、担当課の許可を得た上で実施すること。